議案第49号

みよし市道路占用料条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和5年9月11日提出

みよし市長 小 山 祐

説明

この案を提出するのは、適格請求書等保存方式の開始に伴い必要があるからである。

みよし市道路占用料条例の一部を改正する条例

みよし市道路占用料条例(昭和51年三好町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」及び「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満の占用についての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)の合計額とする。

附則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

みよし市道路占用料条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
(占用料の額)	(占用料の額)
第2条 略	第2条 略
2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満の占用についての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額	
に、当該占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を	
乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度に	
わたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表単位	
の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合	
にあっては、100円)の合計額とする。	
<u>3</u> 市長は、次に掲げる占用物件に係る占用料について特に必要があると認めるときは、 <u>前2項</u> の規定にかかわらず、	2 市長は、次に掲げる占用物件に係る占用料について特に必要があると認めるときは、 <u>前項</u> の規定にかかわらず、
<u>前2項</u> に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。	<u>同項</u> に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。
(1)以下 略	(1)以下 略